

甘楽町役場 〒74-3131(代) FAX 74-5813(代)
にこにこ甘楽 〒67-7655(代) FAX 67-7066(代)

障害者手帳(身体・療育)の交付
を受けていない65歳以上の高齢者
で、介護保険の要介護認定の資料
をもとに、障害者控除の対象にな
るかどうかを判定し、対象と認め
られる場合には、「障害者控除対象
者認定書」を交付します。

所得税や町県民税の申告をする
際に認定書を提示すると、本人ま
たは扶養者が障害者控除または特
別障害者控除を受けることができます。

対象者 (次の全てに該当する人)

- ①町内に住所を有する65歳以上の人
- ②要介護1～5の介護認定を受け
ている人(令和7年12月31日現在)
- ③障害者手帳の交付を受けていな
い人
- ④町の判定基準を満たしている人

問合せ

にこにこ甘楽
福祉課介護保険係

FAX 〒67-7066
(67)5182

障害者控除対象者認定書 を交付

第12回特別弔慰金の請求 受け付けについて

弔慰金の請求を受け付けています。
で、介護保険の要介護認定の資料
をもとに、障害者控除の対象にな
るかどうかを判定し、対象と認め
られる場合には、「障害者控除対象
者認定書」を交付します。

所得税や町県民税の申告をする
際に認定書を提示すると、本人ま
たは扶養者が障害者控除または特
別障害者控除を受けることができます。

の生計関係があつた甥姪などのう
ち先順位の遺族1人(令和7年4
月1日時点で、公務扶助料や遺族
年金などを受け取る人がいない場
合に限ります)

支給内容 額面27万5000円、
5年償還の記名国債

請求期限 令和10年3月31日(金)

留意事項 請求をしてから審査に
時間がかかりますので、ご承知お
きください。

請求・問合せ

にこにこ甘楽 福祉課福祉係
☎ (67)5162 FAX (67)7066

**飼育されている人は
家畜保健衛生所へ報告**

①家畜を愛玩目的で

家畜伝染病予防法に基づき、家
畜(愛玩用を含む)の飼育者は、
毎年1回、県知事に飼育頭羽数な
どを報告する必要があります。

毎年1回、県知事に飼育頭羽数な
どを報告する必要があります。
また、家畜の飼育者は、重大な
家畜伝染病を疑う症状を発見した
ときの通報と、家畜を病気から守
るために消毒などの取り組みも義
務付けられています。

戦没者などの遺族に支給する特別
弔慰金の請求を受け付けています。
対象者 戦没者などの死亡当時の
子・父母・孫・祖父母・戦没者な
どの死亡時まで引き続き1年以上

牛、鹿、馬、羊、ヤギ、豚(ミニ
ブタ、マイクロブタを含む)、イ
ノシシ、鶏、アヒル、ウズラ、キ
ジ、ダチョウ、エミュー、ホロホ
ロ鳥、七面鳥

※一頭(羽)でも飼育している人
は報告が必要です。

報告内容 住所・氏名・
連絡先・令和8年2月
1日現在の飼育してい
る動物の種類と頭羽数



《お詫びと訂正》

町民カレンダー令和8年3月号
の行事「笛森稻荷神社春季例大祭」
の開催日に誤りがありましたので
お詫びして訂正します。

問合せ	内容
3月7日(土)・8日(日)	開催日

れた場合はご相談ください。

報告内容 住所・氏名・連絡先・
届け出は群馬県電子申請システ
ムからも可能です。

ホームページ: <https://www.pref.gunma.jp/page/9413.html>

飼育場所・群数・飼育計画



県ホームページ



FAX 〒74-3132
(74)5813

総務課行政係